

高校生と地元企業等の交流フェア実施業務委託仕様書（案）

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が委託事業者（以下、「乙」という。）に委託する高校生と地元企業等の交流フェアを円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 業務名

高校生と地元企業等の交流フェア実施業務委託

2 委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月19日（金）

3 業務の目的

東日本大震災及び原子力発電所事故を機に、相双地域の人口は大きく減少する一方、震災復興をきっかけとした企業進出や新たな産業の集積が進展したことで、本地域で働く人材の不足が深刻化している。

相双地域（相馬総合高校、相馬農業高校、小高産業技術高校）の高校1年生を対象に地域企業等とのマッチングを行うことで、地域内の働き手及び担い手不足を緩和する。

4 業務の内容

相双地域の高校1年生を対象に、相双地域内の企業及び高等教育機関等を紹介する事業を実施する。

(1) 高校生と地元企業等との交流フェア（1年生対象）

ア 対象校、日時、会場は次のとおり。

対象校：相馬総合高校、相馬農業高校、小高産業技術高校、

日時：令和9年2月4日（木）

令和9年2月5日（金）

会場：まるさん・あったまるアリーナ（南相馬市スポーツセンター）

イ 乙は、交流フェアの実施にあたり必要な全ての業務（企業・学校との調整、当日運営等）を行う。

ウ 参加企業は1日あたり29社から33社とし、地域バランスを考慮した上で、さまざまな業種の企業が参加できるよう配慮し募集を行うこと。また、職業選択の可能性を広げるため、管内の専門学校等の参加も促すこと。なお、参加企業の選定に当たっては甲との間で随時打合せを行うこと。

- エ 企業から高校生に対する説明会形式ではなく、交流会形式とすることで双方向の理解が促進されるよう工夫すること。
- オ 企業等のブースについて、高校生が実際に業務内容等を体感・体験できるような出展内容となるよう、出展者に対し適宜助言を行うこと。
- カ 高校生が安全にブースを周ることができるよう、配置等を工夫すること。また、当日の運営についても、安全に配慮し実施すること。
- キ 高校生が自身の希望する企業のブースに加え、様々な業種のブースに参加できるように工夫すること。
- ク 事業の広報、申込み受付及び実施内容の取りまとめを行うこと。なお、参加企業への謝礼は支払わないものとする。
- ケ 参加企業に対し、事前研修を行うこと。事前研修についてはオンラインも活用し、実施すること。
- コ 学校と会場間のバスを手配すること。運行計画、引率体制を学校側と調整の上、損害保険等に必ず加入すること。
- サ 会場の確保、施設利用料金の支払い及び当日の施設管理を行うこと。
- シ 実施要項、企業紹介資料等の事業に必要な冊子等の作成・配布をすること。
- ス 参加者に対しアンケートを実施し、分析結果を報告すること。
- セ 厳冬期の開催のため、会場の管理者と協議し、暖房の手段を準備すること。
- ソ 上記ア～ス以外にも業務を実施するにあたり、より効果的な手段があれば提案すること。

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 契約締結後速やかに提出するもの
 - ・委託業務着手届（第1号様式）
 - ・事業実施計画書（様式任意）※スケジュール等を含む
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後速やかに提出するもの
 - ・委託業務完了届（第2号様式）
 - ・委託業務実績報告書（第3号様式）
 - ・成果品
 - ・収支決算書（様式任意）
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

6 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・ 本仕様書に定める業務の履行が確認できる報告書（任意様式）
- ・ 記録写真
- ・ アンケート結果

7 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 本業務において制作される成果品の著作権及び所有権は、すべて甲に譲渡するものとする。また、成果品は甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (5) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (7) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (8) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。